

郡山市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の介護機関から事業休止の届出があった。

令和8年4月3日

郡山市長 椎根健雄

名称	訪問介護事業所みらい
介護機関コード	0770303030
所在地	〒963-8053 郡山市八山田西二丁目159
休止年月日	令和8年5月31日